

まえばし都市景観賞

建物や活動などを表彰

前橋の都市景観形成に貢献している建築物・工作物・広告物・活動団体などを表彰する「第五回まえばし都市景観賞」を募集します。

平成六年から隔年で実施し、



前回受賞の原嶋屋総本家

全活動・歴史的景観の保全活動・街並みの整備保全活動などに貢献している団体。

選定方法

応募推薦されたものの中から、「まえばし都市景観賞選考委員会」が、書類審査、現地審査などを行い選びます。

申し込み

市役所9階都市整備課や各地区公民館にある所定の応募用紙に、住所・氏名・電話番号・推薦する物件などを明記し、同課（ファクス221 2361）へ。

表彰

十一月六日 前橋テルサで開催予定の「まえばし都市景観フォーラム」で表彰式を行います。
：問い合わせは都市整備課 890 6976へ。

正確な計量は大切なルール はかりの検査忘れずに

六月は「計量管理強調月間」です。適切な計量は経済の大切なルール。商品の値段や品質と同様、量目（正味量）にも注意を。計量を正しく行うために、次の二つの制度があります。

検定

商取引や証明用のはかりや電気・水道などのメーター類は、検定に合格していなければなりません。合格すると検定証印が付されます。商取引や証明用の

はかりを購入するときは、必ず検定証印の確認を。また、検定の有効期限がある物もあります。必ず守りましょう。

定期検査

商取引や証明用のはかりは、必ず定期検査を受けましょう。検査に合格すると、合格証紙が張られます。市では、立ち入り検査も実施しています。
：問い合わせは商業観光課 890 6608へ。

今年も実施します

初心者向けIT講習会

初心者向けのパソコン入門講座（IT講習会）を今年も開催します。二十歳以上の人であればだれでも受講できます。

場場合は、事務局で振り分け。受講が決まった人には講座初日の一週間前までに、事務局から八カギで連絡

特殊建築物や設備

安全のため定期報告を

特殊建築物やこれに設置されている建築設備では、所有者または管理者が建築士などの資格がある人に定期的に調査を依頼して、結果を市へ報告することが建築基準法で義務付けられています。

七月三十一日 までに定期報告書の提出が必要な建築物などは次のとおりです。

建築設備の報告

地階か3階以上の階で劇場

や映画館、演芸場に使っている部分があり、床面積の合計が二百平方 以上。または主階が1階にない 地階か3階以上の階で病院や患者の収容施設がある診療所、老人ホーム、児童福祉施設などに使っている部分がある。または床面積の合計が三百平方 以上 地階か3階以上の階で百貨店やマーケット、展示場、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、ダンスホール

建築物および建築設備の報告

遊技場 公衆浴場、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗に使われている。または床面積の合計が五百平方 以上 5階以上で床面積の合計が千平方 以上の事務所など。

地階か3階以上の階で博物館、美術館、図書館、ボウリング場、スキー場、スケート場、水泳場またはスポーツの練習場に使われている部分がある。または床面積の合計が二千平方 以上。
：問い合わせは建築指導課 890 6753へ。

コース	番号	日時
午前	C-1	6月25日～28日 火～金曜 午前9時30分～正午
	C-5	7月2日～5日
午後	C-2	6月25日～28日 火～金曜 午後1時30分～4時
	C-6	7月2日～5日
夜間	C-3	6月25日～28日 火～金曜 午後7時～9時30分
	C-7	7月2日～5日
土・日	C-4	6月29日・30日 土・日曜 午前10時～午後4時
	C-8	7月6日・7日